

事務局説明資料

2024年12月20日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

総会前開示に係る直近の決定等

○ コーポレートガバナンス改革の推進に向けた意見交換 総理発言(2024年4月3日)(抄)

皆様から頂いた日本市場への評価の高まりを確かなものとするために、コーポレートガバナンス改革を不断に強化していく必要があると考えています。

東京証券取引所から報告いただいたように、上場企業にPBR(株価純資産倍率)等の資本コストや株価を意識した経営の実現を要請し、今年から、対応を進める企業の一覧の公表を開始いたしました。

日本企業の稼ぐ力を更に強化するために、いまだ第一歩が踏み出せていない企業においても、投資家との対話を通じ、企業価値の向上に向けた取組を着実に実践に移すことが重要です。

さらに、コーポレートガバナンスの実質化に向けた環境整備を積極的に進めてまいります。来年4月からは、プライム市場上場企業に重要情報の英文開示を義務化いたします。また、先ほど御提言いただいたように、**企業と投資家の一層の対話の促進に向けて、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、その環境整備について、金融庁を中心に関係省庁と連携して検討を進めさせます。**

(出所) 首相官邸ウェブサイト https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202404/03ikenkoukan2.html

○ コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024(2024年6月7日公表)

今後の方向性

企業における実質的な開示の充実に向けては、今一度、情報開示による透明性の向上が、市場からの信頼につながることを意識することが重要である。情報開示については、タイムリーかつ効果的・効率的に提供されることが必要であり、**有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、環境整備について検討すべきである。**その際、企業の自助努力には限界があることも踏まえ、**金融庁が関係者と連携し、実態把握を進めるだけでなく、有価証券報告書と事業報告等の重複開示に関する開示の効率化を含め、抜本的な環境整備に向けた検討を進めるべきである。**

○ 骨太の方針2024(2024年6月21日閣議決定)

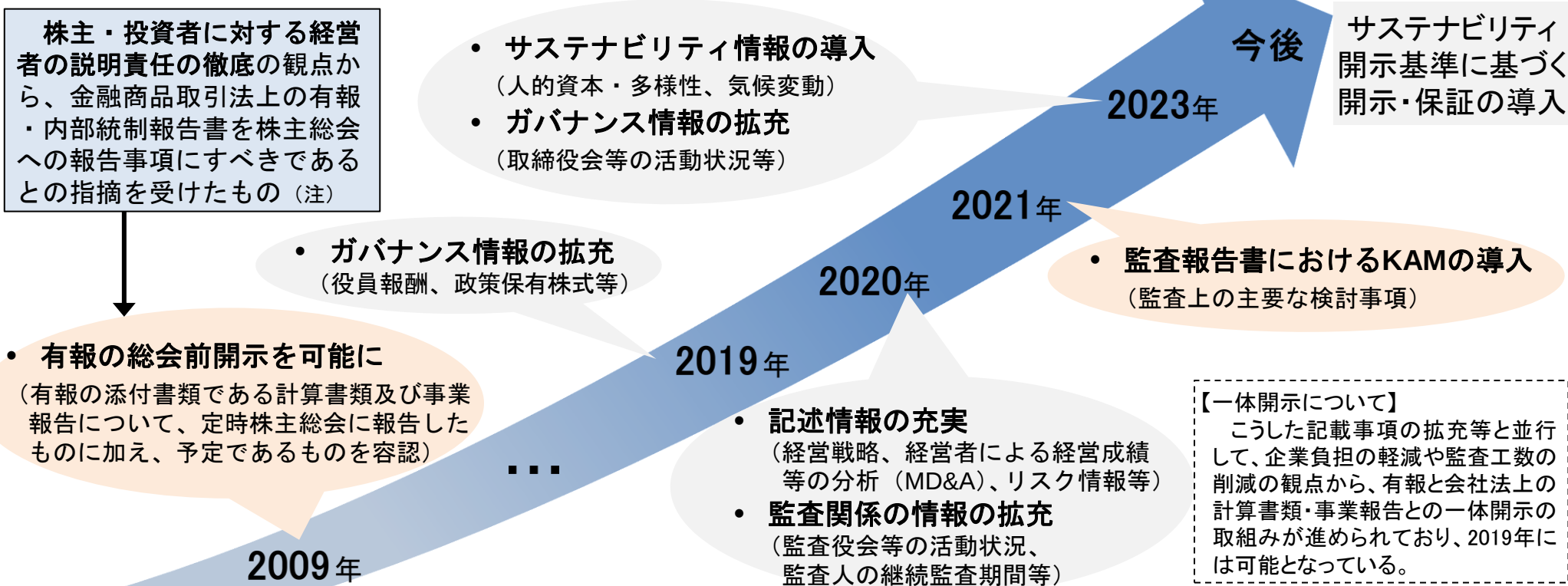
新NISAの手続の更なる簡素化・合理化等及びその活用、金融経済教育推進機構の下での金融経済教育の充実、金融機関における顧客本位の業務運営の確保、「Japan Weeks」開催等を通じた国際金融センター実現に向けた情報発信の強化、**有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備等のコーポレートガバナンス改革の実質化等を推進する。**

○ 2024事務年度 金融行政方針(2024年8月30日)

また、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前になるよう、開示に係る手続きや運用上の実務負担等の実態調査を行い、関係省庁や関係機関との協議会を設け、必要な環境整備について検討する。

総会前開示の有用性

- 2009年に有価証券報告書(以下「有報」)の総会前開示を可能として以降、**コーポレートガバナンスの観点等から、有報では投資判断に必要な情報の拡充**が図られてきており、足下では、**サステナビリティ開示基準に基づく開示及び保証の導入**も検討されている。
- このような記載事項の拡充により、投資家の意思決定のための有報の重要性は増しており、**建設的な対話のさらなる充実のため、有報が総会前に開示される必要性も高まっている**。
- また、総会後に有報を開示するという我が国の運用は諸外国においては見られず、**企業開示の質と適時性を高める観点から海外機関投資家からの総会前開示を求める声が強くなっている**。
- 情報開示を充実する企業努力が、**総会前開示が行われていないことを理由に適正に評価されていない**と考えられ、我が国の運用をグローバルな水準に揃えていく必要がある。



海外機関投資家の意見①

- 海外機関投資家は**有価証券報告書を株主総会以降に開示する日本の慣行は異例と主張しており、エンゲージメントや議決権行使を含むスチュワードシップ活動の観点で、有価証券報告書を株主総会前(1ヶ月前を推奨)に開示することを要望している。**

(1) 総会前開示の主張

- 日本では、しばしば有価証券報告書が年次株主総会後に公表されており、それゆえ**グローバル投資家にとってその価値が限定的となっている。**
- **日本の現在の慣行は、有価証券報告書が株主総会後に発行される唯一の市場であり、極めて異例。**これは、企業と投資家の間の情報に基づいた対話の妨げとなっている。**有価証券報告書の早期発行は、エンゲージメントや議決権行使を含むスチュワードシップ活動において投資家に役立つ。**これには、規制上の調整(会社法、金融商品取引法、監査要件の調整、株主総会の基準日からの期間の延長など)や、基準日を会計年度末から分離する動きが必要になり、日本の企業と監査法人にとってより現実的な変更が求められる。(第1回スチュワードシップ・コードに関する有識者会議 ICGN(※)意見書、課題1(1))

※ICGN(International Corporate Governance Network)の概要

- 世界の主要な機関投資家等から成る国際団体(本部:ロンドン)。1995年設立。
- 中心メンバーは、ブラックロック、フィデリティ等の運用機関や、CalPERS(カリフォルニア州職員退職年金基金)等の公的年金。会員は45か国、300以上の団体(資産規模計77兆ドル超)
- また、**ICGNのグローバル・ガバナンス原則(2016)**においても、株主総会の議題および資料を総会日の1か月前に掲示することを推奨している。

<参考> ICGN グローバルガバナンス原則(2016) 抜粋

10:株主総会 10.4 招集通知

取締役会は、**株主総会が行われる少なくとも1か月前に、株主総会の議案が会社のホームページに掲載されていることを確認すべき**である。議案は明確かつ適切に分類され、株主総会の日付、形式、場所、および**株主総会で決定される事項に関する情報が含まれているべき**である。株主総会の発表は、議決権行使書により行使されたすべての票が算入および確認されるように、明確かつタイムリーに伝達されるべきである。会社は、**年次報告書や財務諸表などの関連情報を投資家が株主総会の準備のため適時に利用できるようにすべき**である。

海外機関投資家の意見②

- 海外機関投資家は有価証券報告書を株主総会前に開示することは上場企業として当然であると主張。
- 一部には、総会前に有報が公表され、また、総会開催が分散されるのであれば、株主総会が年末になることも支持するとの声もある。

(1) 総会前開示の主張

- 日本企業の約80%が株主総会当日またはその後に有価証券報告書を公表しており、投資家が十分な情報を得た上で議決権行使を行うことができない。特に、政策保有株に関する情報の総会前開示は、議決権行使とも関係がある。上場企業として、総会前に有報開示することは当然のことであり、株主の理解のためにも世界中で普遍的に受け入れられている考え。
- 株主総会の少なくとも4週間前に有価証券報告書を早期に開示し、関連するセクションを英語で提供することにより、十分な情報を得た上で議決権行使を行うことが可能となり、より有意義な投資家と企業の対話が促進されることになる。これは世界の先進国市場では一般的な取組みである。

(2) 総会后倒しへの影響

- 企業が株主総会の前に有価証券報告書を公表することが可能になり、また、株主総会を現在の6月の最終週に集中している時期以外にも拡大することが可能であるならば、株主総会を年末に開催することを支持する。

総会前開示を行うことについての現行法制上の整理

- 上場会社が総会前開示を行うに当たって、**現行法制上の制約は基本的に存在しない。**

金融商品取引法

- 有報の提出期限は、**事業年度経過後3月以内**とされている(法24条1項)
- 有報は定時株主総会で承認を受ける必要はなく、また、有報に添付しなければならない事業報告は、**定時株主総会での承認を受けようとするものでも良い**とされている(開示府令17条1項1号ロ)

会社法

【基準日】

- 基準日を定めて基準日株主を議決権の行使者とする場合、行使できる権利は当該基準日から3か月以内に行使されるものに限られており(法124条2項)、**定時株主総会は基準日から3か月以内に開催する必要**がある。
- 定款にない基準日を定めたときは、基準日の2週間前までに、基準日及び行使できる権利の内容を公告する必要がある(法124条3項)(注1)

【決議事項】(上場会社の場合)

- **株主総会資料(事業報告等)の電子提供を遅くとも総会の3週間前までに提供しなければならず**(法325条の3第1項)、かつ、総会の2週間前までに招集通知を発しなければならない(法299条、法325条の3第2項)(注2)
- 計算書類は定時株主総会の承認を受ける必要があるが(法438条2項)、**計算書類が適正である場合**(無限定適正意見である必要)**には報告で足りる**(法439条、計算規則135条)
- 剰余金の配当は株主総会の決議によるとされているが(法454条1項)、**取締役の任期が1年である場合には、定款の定めにより取締役会決議事項にできる**(法459条1項)。ただし、計算書類が適正である場合(無限定適正意見である必要)に限る(法459条2項、計算規則155条)

法人税法

- 確定申告書の提出期限は、**事業年度経過後2月以内**とされている(法74条1項)
- 会計監査人設置会社で、かつ定款等の定めにより事業年度経過後3月以内に定時株主総会が招集されない常況にある場合、税務署長の指定により、**最大で事業年度経過後6月以内まで提出期限の延長が可能**(法75条の2第1項)

(注1)ただし、定款で定めていれば公告の必要は無く、かつ、定款で基準日を定めていたとしても、別途公告手続きを行って新たな基準日を定めることは可能。

なお、基準日を一切定めない場合、定時株主総会の開催日における株主が権利を行使できることとなるため、上場会社の場合には基準日を定めない方法とすることは事実上不可能。

(注2)社債、株式等の振替に関する法律第159条の2の規定により、振替株式を発行する会社(上場会社は須く該当)は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならないとされている。

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

有価証券報告書の開示と株主総会の開催の状況

- 有価証券報告書を株主総会前開示している上場企業の数に限定的。決算期による有意な差は見られない。
- 総会前開示を行っている場合でも、総会数日前であることが多く、1週間以上前の提出は18社のみ。

【有価証券報告書の提出時期調べ(22年3月期～24年3月期)】

※80%以上が「総会同日」又は「総会+1日」に開示

決算期	企業数	総会前開示	比率	総会同日	総会+1日	総会+2日	総会+3日
22.3月	2,333	33	1.4%	1,154	774	52	240
23.3月	2,325	33	1.4%	1,122	819	54	215
4月	41	1	2.4%	15	17	1	5
5月	88	2	2.3%	33	32	2	15
6月	161	3	1.9%	57	93	1	4
7月	58	0	0.0%	24	16	1	12
8月	91	0	0.0%	35	40	10	2
9月	195	1	0.5%	78	60	5	38
10月	65	0	0.0%	24	21	2	14
11月	66	0	0.0%	32	23	0	4
12月	543	8	1.5%	245	231	27	28
24.1月	65	0	0.0%	21	26	1	3
2月	215	0	0.0%	60	125	6	17
3月	2,312	42	1.8%	1,126	887	48	155
23.4～24.3月計	3,900	57	1.5%	1,750	1,571	104	297

(出典)22.3月期及び23.3月期: EY新日本監査法人「2023年3月期 有価証券開示事例分析」、他期: 金融庁作成

【総会前開示を実施している57社の内訳】

	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	10日以上前
企業数	11	12	4	2	3	7	9	9

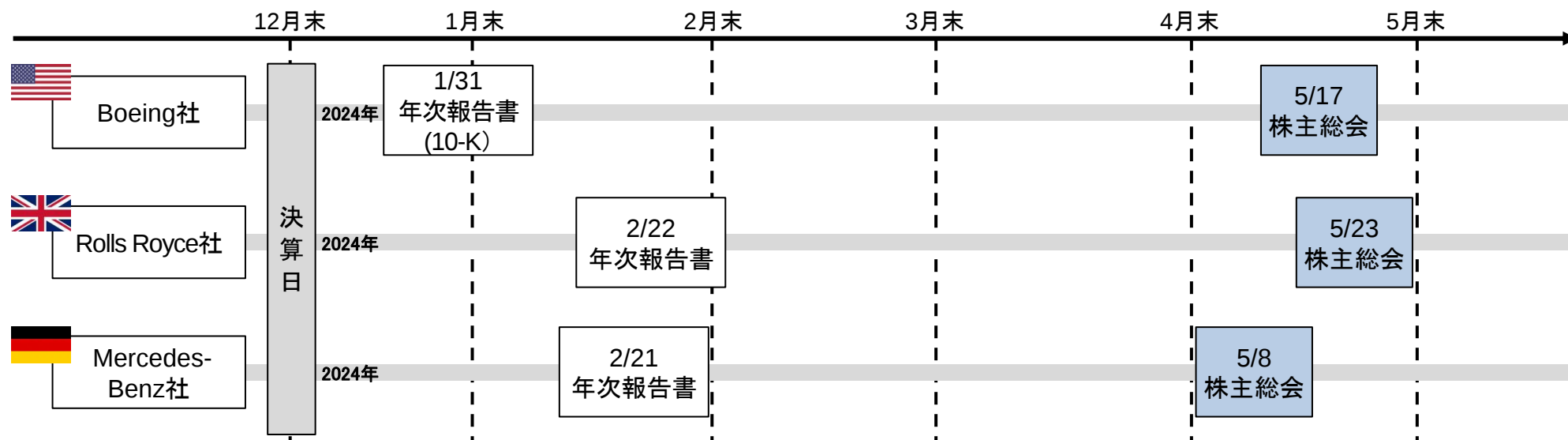
(参考) ジョイフル(74日前)、ニイタカ(28日前)、窪田製薬HD、ローランド(21日前)、カゴメ(18日前)、滋賀銀行(15日前)、T&D HD(13日前)、ZOZO(12日前)、協和キリン(10日前)、ヒューリック、じげん、HOYA、信越化学工業、日本ライフライン、ちゅうぎんFG、みずほFG、日本取引所グループ、ヤマトHD(7日前)

諸外国における年次報告書の開示と株主総会の開催の状況

□ 諸外国では、株主総会前に年次報告書が提出され、株主の議決権行使の判断に利用されている。

	米国	英国	ドイツ	フランス
年次報告書の提出・公表期限	大規模早期提出会社(時価総額700万ドル以上)は期末後60日以内(Form 10-K General Instructions)	期末後4ヶ月以内 (Disclosure Guidance and Transparency Rules, 4.1.3 R)	期末後4ヶ月以内 (Wertpapierhandelsgesetz(Securities Trading Act), § 114)	期末後4ヶ月以内 (Code Monetaire et Financier L451-1)
総会開催日	前回の株主総会后、13ヶ月以内 (Delaware General Corporation Law, § 211(c))	決算日から6ヶ月以内 (Companies Act 2006, § 336(1))	決算日から8ヶ月以内 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 175(1))	決算日から6ヶ月以内 (Code Commerce L225-100)
議決権行使基準日	総会日前10日以上60日以内で会社が設定した日(Delaware General Corporation Law § 213(a))	総会日から48時間以内で会社が設定した日(The Uncertificated Securities Regulations 2001, § 41(1))	総会日の21日前 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 123(4))	総会日の2営業日前 (Code Commerce R225-86)

海外企業におけるスケジュール例



米国企業における年次報告書提出と株主総会開催の状況

- 米国のダウ平均を構成する30社を対象とした調査では、**いずれの企業も株主総会の40日以上前に年次報告書を提出している**(平均では90日前)。また、**決算日後平均44日で年次報告書を提出している**。

企業名	年度	決算日	年次報告書提出日	株主総会開催日	決算日から年次報告書提出までの日数	年次報告書提出から総会開催までの日数
The Walt Disney Company	2023	9/30	11/21	4/3	52日	134日
Microsoft Corporation	2024	6/30	7/30	12/10	30日	133日
NVIDIA Corporation	2024	1/28	2/21	6/26	24日	126日
Apple Inc.	2023	9/30	11/3	2/28	34日	117日
Caterpillar Inc.	2023	12/31	2/16	6/12	47日	117日
Salesforce, Inc.	2024	1/31	3/6	6/27	35日	113日
Amazon.com, Inc.	2023	12/31	2/2	5/22	33日	110日
Amgen Inc.	2023	12/31	2/14	5/31	45日	107日
The Boeing Company	2023	12/31	1/31	5/17	31日	107日
3M Company	2023	12/31	2/7	5/14	38日	97日
UnitedHealth Group Incorporated	2023	12/31	2/28	6/3	59日	96日
Cisco Systems, Inc.	2024	7/27	9/5	12/9	40日	95日
JPMorgan Chase & Co.	2023	12/31	2/16	5/21	47日	95日
Chevron Corporation	2023	12/31	2/26	5/29	57日	93日
Merck & Co., Inc.	2023	12/31	2/26	5/28	57日	92日
McDonald's Corporation	2023	12/31	2/22	5/22	53日	90日
The Travelers Companies, Inc.	2023	12/31	2/15	5/15	46日	90日
Verizon Communications Inc.	2023	12/31	2/9	5/9	40日	90日
Honeywell International Inc.	2023	12/31	2/16	5/14	47日	88日
American Express Company	2023	12/31	2/9	5/6	40日	87日
Walmart Inc.	2024	1/31	3/15	6/5	44日	82日
The Coca-Cola Company	2023	12/31	2/20	5/1	51日	71日
Johnson & Johnson	2023	12/31	2/16	4/25	47日	69日
Visa Inc.	2023	9/30	11/15	1/23	46日	69日
The Home Depot, Inc.	2024	1/28	3/13	5/16	45日	64日
International Business Machines Corporation	2023	12/31	2/26	4/30	57日	64日
The Procter & Gamble Company	2024	6/30	8/5	10/8	36日	64日
The Goldman Sachs Group, Inc.	2023	12/31	2/23	4/24	54日	61日
The Sherwin-Williams Company	2023	12/31	2/20	4/17	51日	57日
NIKE, Inc.	2024	5/31	7/25	9/10	55日	47日

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

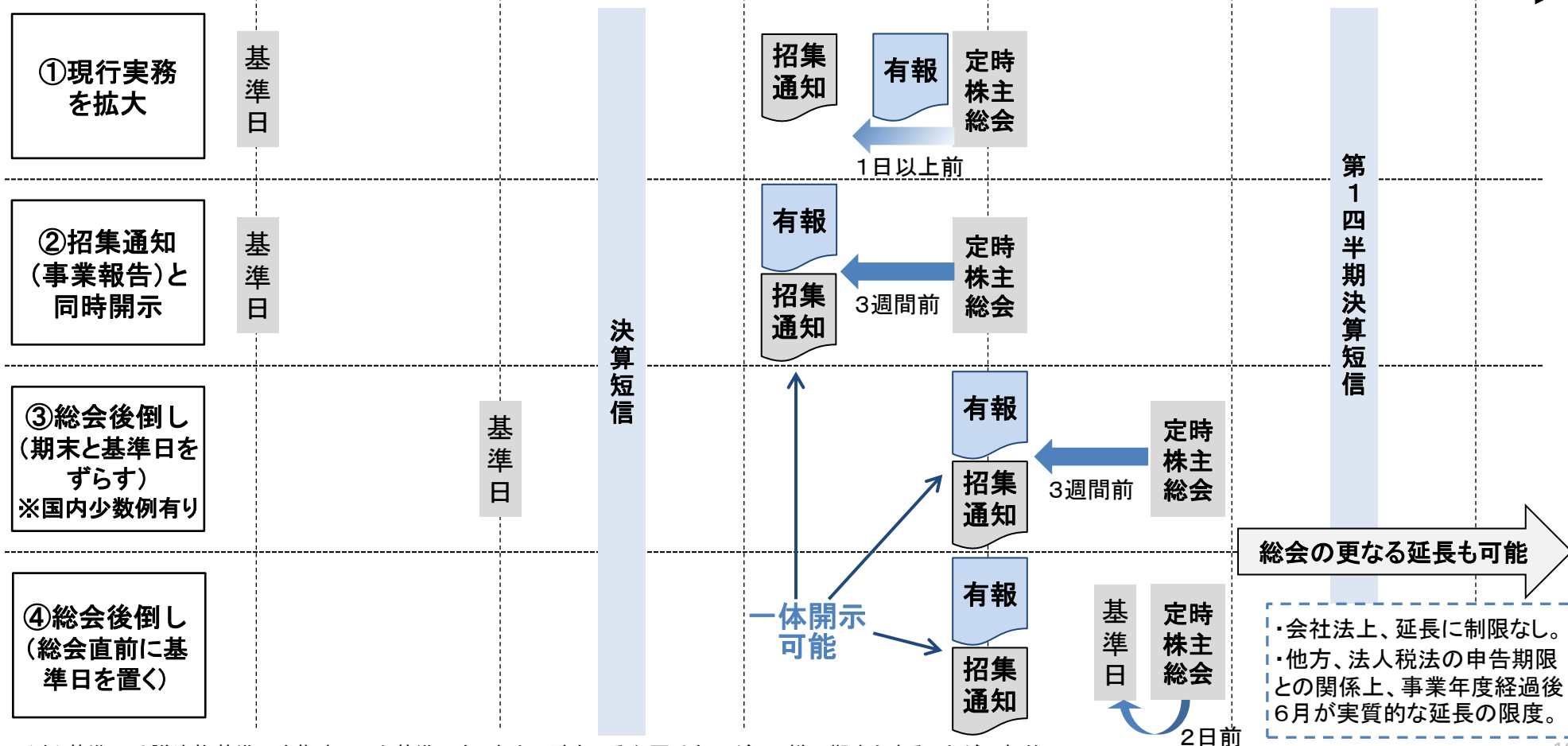
(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

総会前開示の考えられる実現方法

- 現行は概ね①。総会後の開示より有益であるが、投資判断に必要な時間を十分確保できているとは言い難い。他方、前倒しには実務上の限界があり、一体開示が可能となる3週間前(②)の実現は困難。
- また、サステナビリティ開示により記載事項が増える中、基準日を維持したままでの前倒しはより難しくなる。
- 総会后倒し(③)は、現行法制下でも可能であり、開示に係る実務負荷の軽減にも繋がると考えられる。
- 英仏型の④は、現行総会実務の考え方との乖離が大きく、ただちにこれを目指すことは現実的ではない。

3月末(=期末) 4月末 5月末 6月末 7月末 8月末



(注) 基準日は議決権基準日を指す。配当基準日をこれと一致させる必要はないが、同様に期末とすることが一般的。

- 総会前開示を進めるため、本連絡協議会に先立って、多くの上場企業、投資家、監査法人等にヒアリングを行ったところ、大別して以下の課題が抽出された。
- 今後のサステナビリティ開示基準の導入を見据えつつ、どのような取組みを行っていくべきかを具体的に検討する必要がある。

① 上場会社における取組みの推進

- 総会前開示は、複数の部署における業務プロセスに影響し、組織的に社内体制を構築する必要があることから、経営層の意思決定が重要になると考えられるが、これを促すために、どのような取組みが考えられるか。

② 基準日の柔軟化

- 基準日の変更について現行法制上の制約がないことを上場企業に理解していただきつつ、多くの企業が参考とすることができるように、かつ、取組みのきっかけとするために、事例の更なる創出に向けた取組みが出来ないか。

③ 有報開示時期

- 有報の開示は総会よりどの程度前にあるべきかの考え方を明確化できないか。

④ 一体開示・一体的開示

- 総会前開示のメリットの一つとして一体開示があるところ、一体開示を実用的なものとするために何ができるか。

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

ヒアリング結果(上場会社①)

- 総会前開示を始めた契機は、**社長や社外取締役等の経営陣からの指示**であることが多い。
- 総会前開示を行うための工夫としては、有報に記載する**定性的な文章は概ね期中に固める**といった対応が見られた。

【総会前開示を実施したきっかけ】

- **トップからの指示という側面が非常に大きく**、トップの指示が無ければここまでの対応をすることは無かった。
- CFO・社外取締役からの提言があった。
- 証券会社から海外投資家は有報を重視しており、海外では総会前に有報が開示されているという話を聞いた。また、報道等を通じて社会的要請を認識した。

【総会前開示を行うための工夫】

- 財務諸表の本表は印刷会社のシステムで連携しており、一度作成すれば短信や有報の注記などにも同じ内容が反映されるようになっている。
- 有報の記載内容は大きく分けると「**定性的な文章**」と「**数字**」の2つに分けられるが、戦略やサステナ目標等の「**定性的な文章**」については**決算が固まらなくても作業できるので**、12月あたりから好事例集を確認し、経営執行会議に諮った上で方針を決定している。3月までには取締役にも確認いただき、**4月には概ね数字をいれるだけの状態にしている**。
- 有報の非財務情報については、**サステナ関係を含めて基本的に11月～12月に情報収集を始め、年内に準備するための体制を構築している**。非財務情報は関係部署から情報収集しており、数字部分は期末まで貰えないが、定性的な情報は事前に情報を入手して12月中に作成の上、年明け以降に数字を埋めている。(※12月決算のケース)
- **有報の取締役会決議を書面決議/社長決裁/CFO決裁に変更**する、または、決議事項ではなく報告事項とすることで、有報作成スケジュールが柔軟になった。
- **バーチャルオンリー株主総会**にすることで、総会関連業務を効率化した。

ヒアリング結果(上場会社②)

- 総会前開示に取り組む際の課題としては、事業報告や有報の作成、総会開催準備に関連する業務の担当部署が多岐にわたり、調整のハードルが高いという声や、総会前開示を行うことによる具体的な効果が見えづらいという声があった。また、有報を総会前に開示した場合の総会対応を危惧する声も存在。
- 早期に有報を開示するためのインセンティブが必要との意見も多い。

【課題、未実施の理由】

- 開示の担当部署が多岐にわたるため、調整のハードルが高い。
- 役員人事、配当、定款変更等、会社の経理部だけでなく、法務部や総務部にも関わる。会社の役員クラスが動かなければ進まない。任意のままだと現場主導では進められない。
- 招集通知と有報では記載事項がかなり違い、特に財務諸表の注記には時間を要すること、また、頑張れば1, 2日前に開示することは可能だと思うが、機関投資家の投資判断という観点ではあまり意味がないと考えている。
- 当社は総会1カ月前に招集通知を出しており、総会の議案に必要な情報は事業報告に盛り込んでいる。
- 有報を総会前に開示する場合、個人投資家から有報の重箱の隅をつつくような質問が想定される。限られた総会の時間でそのような質問は望ましくない。また、総会の準備負担が増す。

【推進のためのインセンティブ】

- 構造的に総会2週間前の開示でも投資家に見てもらえる体制となっていれば、早期に有報を開示するインセンティブになるのではないかと。
- 法務省の領域と理解しているが、総会の2週間前に有報をEDINETで開示すれば、今の計算書類と事業報告を出さなくて良いとなれば、対応する企業は結構出てくると思う。
- 組織としてハードルが非常に高いので、ネガティブな理由を消すことは出来ないと思う。トップやそれに近い方たちが、どのようなインセンティブを持つか、又は重要性を意識できるか、株主へのタイムリーな情報提供の意義を見出せる環境等が必要。

ヒアリング結果(監査法人)

- 日本では財務会計や管理会計の優先度が低く、システム化が進んでいないため、連結決算作成に時間が掛かっているのではないかと意見があった。
- また、海外と比べてファイナンシャルコントロールにリソースが割かれておらず、人員配置や業務フロー等の仕組みの整備が進んでいないのではないかと意見があった。

【システム】

- 日本では、財務会計や管理会計を効率化することを目指す企業は依然として少なく、ビジネスにおける製品の動きを把握するためのオペレーションの方を優先している。そのため、連結決算用のシステムを別途用意している。単体と連結で別のシステムを用意する場合、システム間の連携が切れるため決算に時間が掛かる傾向にある。
- アカウンティングポリシー(会計方針)やグループレポーティングシステムがグローバルで統一されているので、定型的な作業の中で、効率化・迅速化が進んでいるイメージ。
- システム面の違いが大きい。欧米でも日本でも連結決算作業はシステムを使って行うことが多いが、日本ではその手前の個々の子会社の作業・システムが一本化されておらず、財務会計のシステムと連結決算がダイレクトにリンクしていない。アメリカなどでは、財務組織の構造を毎年一歩ずつ効率化したり、有効性を上げたりしている。

【業務慣行】

- 欧米系で子会社が多いにもかかわらず早期開示が出来ているところは、業務フロー、会計方針、システムを統一しており、連結決算作成中の修正仕訳が極力生じないようにしている。日本の場合は連結決算作成の過程で勘定分類など見直すところが沢山あり、その部分でスピードアップ出来るかがハードルになると思う。
- 海外と日本ではリソースが圧倒的に違う。ファイナンシャルコントロールにかけている人員の数やシステムのパッケージが大きく異なっている。大規模な欧米企業(主に投資銀行)はデイリーである程度のPLを把握し、経営者は会社の情報を日々把握しながらマネジメントしている。

論点・考えられる策(上場会社における取組の推進)

【経営陣の認識】

- 総会前開示は、複数の部署における業務プロセスに影響し、社内プロセスの変更の実行には大きな労力を要するため、**個々の部署の判断では実現困難**。そのため、現場主導で行われることは基本的になく、**経営層の意思決定が必要**。
- また、**経営陣が総会前開示の論点自体を把握しておらず、社外取締役からの提案をきっかけとして実行に繋がっているケースも存在**。
- 海外機関投資家等を中心に、有価証券報告書の総会前開示に対するニーズが聞こえるところ、企業の**経営陣は、市場との建設的な対話という観点で、有報を総会前に開示するという姿勢を示すことの重要性を認識すべき**ではないか。

【実務上の課題、工夫】

- 有報作成を期末後の短期間に集中して行っているということは、**期中から計画的に取り組めていない**ということである。これは、日々の**管理会計・財務会計へのリソース配分が不十分**であり、海外と比べて、経営管理が相対的に不十分であることを示しているのではないか。
- また、**定性情報に関する記載内容を、決算期前に調整することや、印刷会社のシステム活用**など、有報作成プロセスの効率化も、総会前開示に向けては有効ではないか。
- なお、ガバナンスの観点からは、**有報の内容については定時株主総会前の体制においてこそ検討すべき**であると考えられる。その上で、スケジュール面での工夫として、例えば、取締役会における議論が効率的なものとなるよう**予め有報の記載内容を取締役に共有する**ことが考えられる。

- 市場との建設的な対話という観点で、経営陣が総会前開示の重要性を認識するには、どのような取組みが考えられるか。
- 有報作成業務の効率化(決議プロセスの見直し、印刷会社のシステム活用等)を周知してはどうか。

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

ヒアリング結果(基準日の柔軟化)①

- 上場会社からは**具体的な検討を行っていない**という声が多数。また、検討した場合においても、**役員人事へのハレーション、後発事象の期間が伸びること、第1四半期の開示業務との重複、総会開催が真夏の時期になる**(3月決算企業の場合)等の理由で消極的。
- 一方で、役員人事のハレーションについては、**決算期のタイミングで人事を行うことで影響を低減している事例も見られた。**

【実施していない理由】

- **議決権行使基準日の変更や株主総会を後倒しするという議論はしたことがない。**開示業務をなるべく早く対応することに重点を置いている。
- 議決権基準日を変更すると**第1四半期の開示業務と重複する懸念**がある。
- 有報の提出時期が後倒しになると**後発事象の期間が伸びることが懸念**。
- **役員人事との関係でハレーションが大きい。**総会を真夏に開催することの**健康問題(熱中症等)**も課題になる。
- 議決権基準日を変える場合、**株主名簿を2回取る必要があるため、コスト面での課題**があった。
- **他社での事例がほとんどない**ため、検討していない。

【実施への工夫、所感】

- 基準日を移動するに当たっては、**第1四半期の決算の情報がインサイダー情報にならないようにすべく、第1四半期決算の公表後に総会を開催することとした。**
- 人事については、**執行役員等の執行面の人事は決算期に動かしている**ので、取締役の選任とのずれについては特に困っていない。
- 議決権基準日のみ変更し、配当基準日をずらさなかったのは、**剰余金確定のために決算スケジュールも動かす必要が生じること、また、配当が遅くなることで、株主に不利益がある(保有期間が長くなってしまう)と認識されることへの懸念**があった。

ヒアリング結果(基準日の柔軟化)②

- 基準日を移動することにより株主名簿の作成回数が増加することについては(議決権基準日と配当基準日を別日とする場合等)、それに対応した体制を整備することにより、**実務上は対応可能との認識**。
- また、総会后倒しによる監査法人への**影響は、四半期報告書の廃止により第1四半期決算に係る負荷が軽減されたこともあり、限定的とみられる**。

信託銀行

- 当行では、**上場会社の場合は基準日後6営業日程度で名簿を作成している**ため、仮に議決権基準日を1カ月ずらした結果、2回株主名簿を作ることになっても、実務上不可能ということはない。他方で、多くの企業が議決権基準日をずらす場合、全体としての株主名簿の作成回数が非常に多くなるので、社内における体制面の見直しは必要。
- 議決権基準日に併せて配当基準日を変更しない場合には、配当を取締役会授権にすることが必要という認識。他方で、そのような議案を出す機関投資家は反対を出す可能性がある。
- 総会が6月より後倒しされると、その会社に対してイレギュラーな対応をする必要があり、相応の負担は掛かる。

監査法人

- **総会が後倒しされた場合、監査スケジュールが短くなることはないため、監査手続への影響は特段無いという認識**。また、**四半期報告書が無くなったことで発行会社、監査人共に第1四半期決算への影響は低減された**。
- 監査のアレンジメント(監査契約のタイミングや担当の選任)に影響が生じ得る。
- 日本基準適用会社は、会社法監査の時点で決算が固まっているが、IFRS適用会社は、監査報告書を出すまでは後発事象に係る修正が必要となる場合がある(修正後発)。仮に総会の後倒しに合わせて有報を後倒した場合、7月までに修正が生じるケースでは、3月の財務諸表から紐解いて7月に数字を修正することになるため、作業が煩雑になる。

国内機関投資家

- 特段困ることはないという認識。
- 株主総会はオピニオンを発する場であり、1年の棚卸をする場。基準日を変えることで、様々なノイズが生じる可能性があるものの、総会前に情報が欲しいことを踏まえれば、やむを得ない。

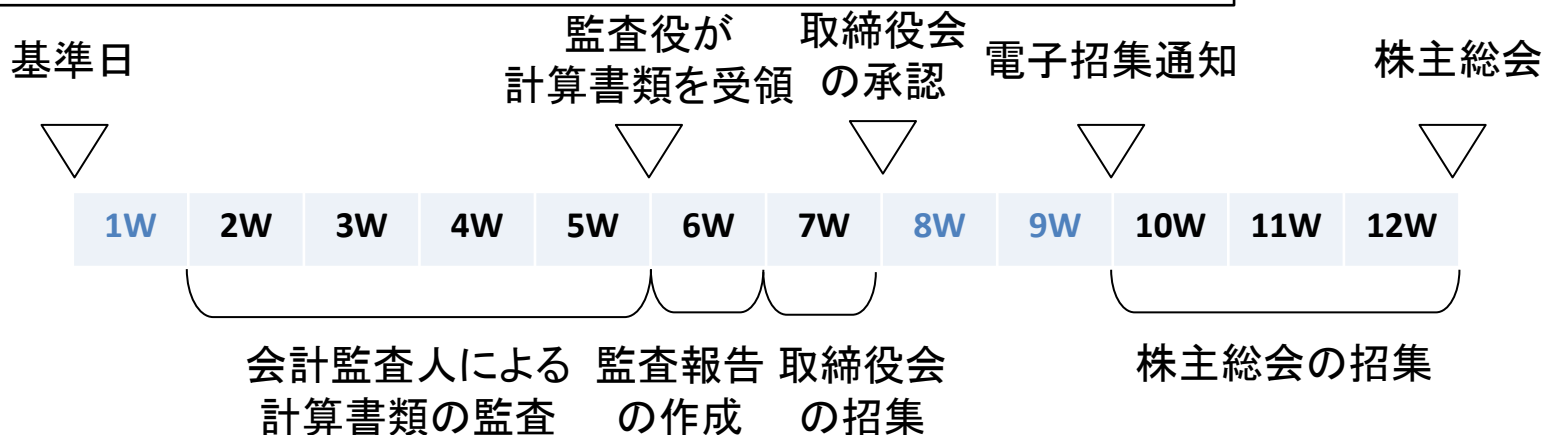
基準日と総会開催日との関係

- 基準日から3か月以内に定時株主総会の開催を要する旨の規定は、昭和49年商法改正により導入。3か月以内の算出根拠は、基準日を決算期末日と設定することを前提に、計算書類の作成・監査に5～6週間を要し、監査役が計算書類を受け取るのが株主総会の日より7週間前と定められていたことによる(注)。
- 現行法下の会計監査人設置会社・監査役会設置会社においては、会計監査人による会計監査期間は原則4週間(会社計算規則130条)、監査役による監査報告作成期間は原則1週間(同規則132条)とされており、**昭和49年当時と比較して日程の短縮が可能となっている**(下図参照)が、基準日から3か月以内との規定は維持されている。

※ 例えば、株式会社きもとは5月30日、株式会社スクロールは5月31日と、5月中に総会を開催している(いずれも2024年度3月決算)。

- 基準日制度の趣旨は、多数の株主がいる株式会社において、一定時点における株主が誰であるかを把握することは容易ではないため、**株式会社の事務の便宜を図ろうとするもの**。もっとも、権利行使時点の実際の株主と権利行使をする株主との乖離が大きいことは望ましくない(エンプティ・ボーティングの問題をもたらす)ことから、**理論的には、基準日から権利行使日(株主総会日)までの期間は、短ければ短いほどよいこととなる**。

現行法下の会計監査人・監査役会設置会社におけるスケジュール例



決算日を基準日と一致させる実務慣行

- 実務上、決算日、議決権基準日及び配当基準日は同日とされていることが一般的。
- これは、遅くとも大正時代以降、定時株主総会は前事業年度における事業成績の決算を踏まえて利益を分配するためのものとの思想が支配的であり、**旧商法においては営業年度に生じた利益を基本としてその処分を定時株主総会で決するとされていたことの影響が大きい**と考えられる。
- 他方、2005年の会社法制定により、**計算書類としての「利益処分案」は廃止となり、配当の位置づけが剰余金の配当に変更された**。これにより、事業年度中、複数回の配当を行うことが可能となり(注1)、利益分配の観点からは、配当基準日＝決算日とする必然性はない。

旧商法・旧商法特例法(注2)

【配当原資】

- 決算期に係る「**利益の処分**」(旧商法283条1項)

【配当権限】

- **定時株主総会**に利益の処分に関する議案を提出して承認を得る必要(旧商法283条1項)
- 平成14年改正により、委員会設置会社に限り、利益処分の権限が取締役会に認められた(旧商法特例法21条の31第1項)

【主な計算書類等】

- 営業報告書、貸借対照表、損益計算書、**利益処分案**、附属明細書

会社法

【配当原資】

- 「**剰余金の配当**」(法453条)

【配当権限】

- 剰余金の配当は株主総会の決議によるとされているが(法454条1項)、会計監査人設置会社の場合には、定款の定めにより**取締役会決議事項**にできる(法459条1項)

【主な計算書類等】

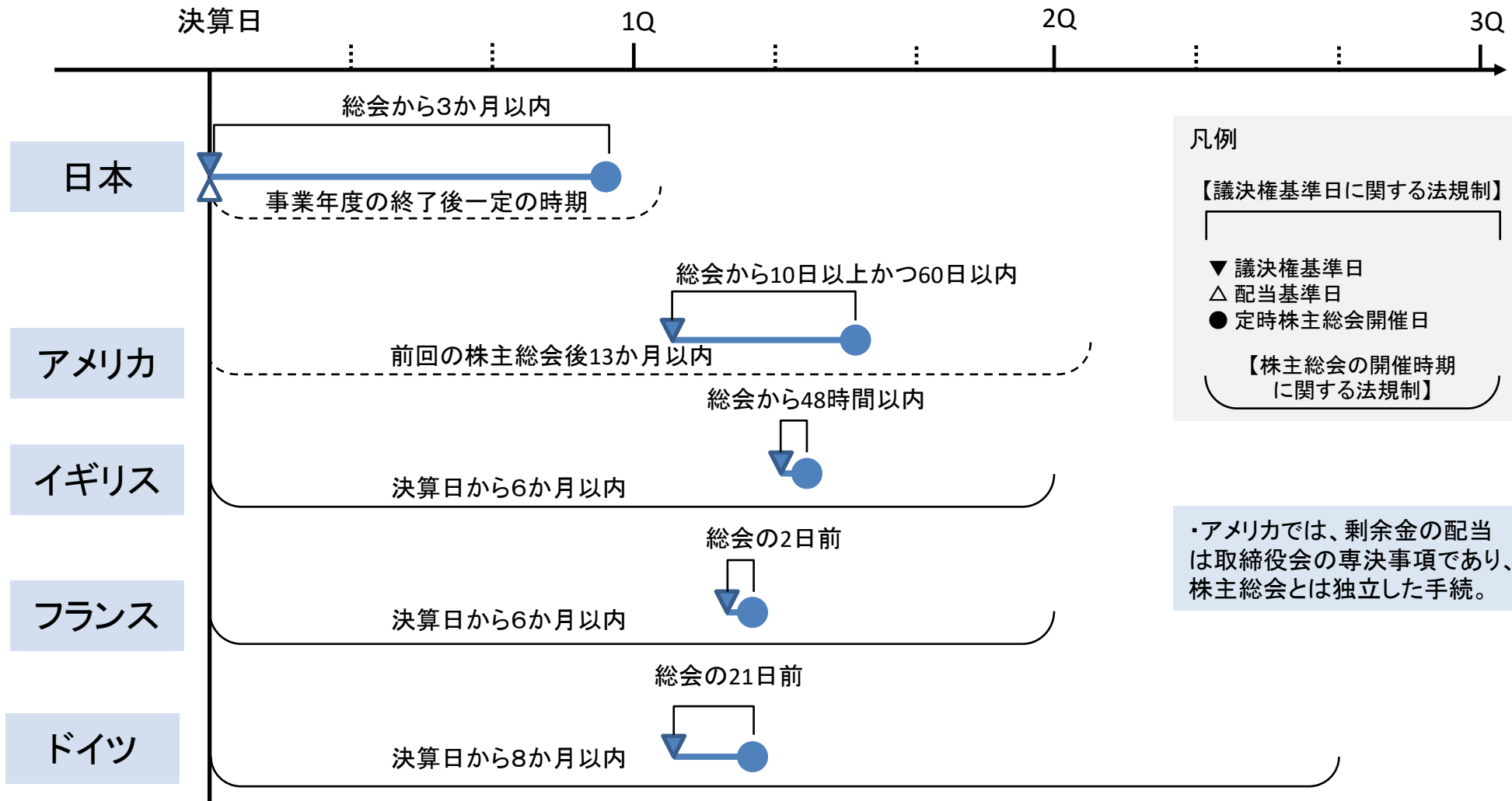
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、附属明細書

(注1) このほか、配当の原資として、資本金や資本準備金の減少によって生じた剰余金(その他資本剰余金)が含まれることとされている(旧商法下での2001年改正による。)

(注2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)。会社法制定に伴い廃止。

基準日に関する国際比較

- 日本では、決算日、議決権基準日、配当基準日は一般的に共通であるが、諸外国では、決算日と各基準日は異なっている。また、日本は総会の開催時期が相対的に早い。
- 国際比較の観点では、決算日と各基準日を同一とする必要はなく、総会開催時期の後倒しは十分可能。



[参考]近年の取組み

日本再興戦略改訂2014－未来への挑戦－（注1）

➤ …企業と投資家との対話の促進の観点から、**株主総会の開催日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその運用の在り方についての検討を行う**…。

- **経済産業省**（同省の設置した研究会）は、平成27年4月以降、総会スケジュールや具体的な基準日の設定は各企業が検討すべきしつつ、基準日を決算日以降の日に定め、その3か月以内に定時株主総会を開催するとの考え方を提示。（注2）
- **東京証券取引所**は、平成27年5月、「株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである」等とするコーポレートガバナンス・コードを公表。（注3）
- **金融庁**（金融審議会WG）は、平成28年4月、例えば3月決算の会社が定時株主総会を7月に開催する等、適切な株主総会日程設定の考え方を提示。（注4）

日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－（注5）

➤ …対話を重視する企業が株主総会の日程や基準日を**欧米諸国等の状況と比較しても合理的かつ適切に設定する**（例えば、諸外国同様、決算日から4か月後に株主総会を開催する、基準日を決算日より後に設定して基準日と総会の間の期間を短くする等）**ための総合的な環境整備の取組を進める**。

- **全国株懇連合会**は、平成28年10月、基準日の設定の在り方について研究結果を公表し、翌平成29年2月、適切な基準日の設定に係る定款等のモデルを公表。（注6）
- **金融庁**は、平成30年1月、基準日を決算期とずらした場合に支障となりうる開示書類の記載事項【大株主の状況等の記載時点が決算期とされていた】について、内閣府令を改正。（注7）
- **法務省**は、平成30年3月、事業報告の記載事項【上位10名株主の状況の記載時点】について、決算期のみならず基準日を用いることができるよう、法務省令を改正。（注8）

（注1）日本再興戦略改訂2014－未来への挑戦－ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>

（注2）持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書～対話先進国に向けた企業情報開示と株主総会プロセスについて～（平成27年4月23日）

https://warpp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10341576/www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/jizokutekiseicho/report_001.html

株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書～対話先進国の実現に向けて～（平成28年4月21日）

https://warpp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10341576/www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunushisoukai_process/report_001.html

（注3）コーポレートガバナンス・コードの公表 <https://www.jpix.co.jp/news/1020/20150513.html>

（注4）金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20160418-1.html

（注5）日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/zentaihombun_160602.pdf

（注6）『企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組みと今後の課題～』の公表について https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2016_04.pdf

企業と投資家の建設的な対話促進のための適切な基準日の設定に係る「定款・株式取扱規程」変更案について http://www.kabukon.net/pic/50_1.pdf

（注7）企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第三号）

（注8）会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（平成三十年法務省令第五号）

論点・考えられる策(基準日の柔軟化)

- 我が国では、慣例上、企業の決算期と議決権行使基準日、配当基準日は同一となっている(3月決算の企業の場合は3月末)。この場合、**基準日株主が行使できる権利の期限は3か月以内にする必要があるところ、株主総会を6月末までに開催する必要がある。**
- この基準日を決算日(3月末)以降に後倒しすると、株主総会についても6月末以降に後倒しすることが可能となり、有価証券報告書をこれまでのスケジュールどおり(例えば6月末頃)に作成することが出来れば、**総会までに投資判断のために必要な期間を確保する形で有価証券報告書の開示が可能となる。**
※ 企業が議決権行使基準日や配当基準日を後倒しすることについて、**現行法制上の制約はない。**
- 基準日を後ろ倒ししている企業は少数ながら既に存在しているものの、ヒアリングを通じた企業の反応としては、**先行事例がなく参考にできるものが無いこと、現行実務が変わることへの抵抗感、夏季の開催となること、役員人事へのハレーション**等を懸念するものがあった。
また、企業からは**期末後の情報開示や株主総会を早期に行うことに重点**を置いているとの意見もあった。
- その他、企業が議決権行使基準日等を変更した場合の監査法人、信託銀行、機関投資家の実務への影響等にも留意する必要がある。



- 基準日の変更について現行法制上の制約がないことを上場企業に理解いただくとの観点から、そのような運用が可能なこと、その場合に必要な手続き等について、関係省庁連名で周知することとしてはどうか。
- また、事例が少数である中、規模の大きい企業も含めて、事例のさらなる創出に向けてどのような取組みが考えられるか。

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

ヒアリング結果（有報の開示時期（議決権行使のために必要な期間）①）

- 機関投資家からは、有報の記載量を踏まえると**1週間程度の総会前開示では全体を見ることは難しく、総会の3週間前～1ヶ月前の開示が望ましい**との意見が多い。
- 信託銀行からは、**議決権電子行使プラットフォームの活用**により、議決権行使に係る従来の紙でのやり取りは**解消しつつある**との見解。

【議決権行使のために必要な期間】

- 議決権行使に必要な情報は、**最低でも総会の1週間前に入手する必要がある**。信託銀行経由の場合には議決権行使に1週間掛かるので、数年前までは1週間では足りなかったが、今は議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使が増えており、前日でも間に合う。このため、電子行使に対応している機関投資家では数年前から余裕ができた。ただ、これはギリギリのところの話なので、**実際には、情報を全体的に整理するために3週間前には入手することが望ましい**。
- 電子行使を導入している投資家であれば、総会前日でも議決権を行使できるが、信託銀行を使用している投資家の場合、5営業日前までに指図書を信託銀行に提出する必要がある。**投資家側の責任でもあるが、現在は信託銀行を経由していることが多く、総会2週間前に有報をもらってもボリュームが多く、見る時間が足りない状況**。よく総会の20～30日前までに提出してもらわないと見る時間が足りないと言われるが、**投資家が電子行使を導入すれば1週間の猶予ができる**。
- **総会の1か月前には必要**。総会の数日前開示では役に立たない。必要な情報だけを追加で出すということはある得るのではないかと。特に重要な情報は、ガバナンスと政策保有に関するもの。
- 総会7日前では非常に厳しい。有報が開示されたかを手元で検索して確認する手間があるので、1、2日前に開示されるのとほぼ変わらない。**総会3週間前であれば、招集通知を見る際に、有報が開示されたかを検索をせずに有報を確認できる**。

【議決権電子行使プラットフォームの活用】

- **統一行使する場合であれば、機関投資家が議決権電子行使プラットフォームにて伝えても特段の支障はない**。そうでない場合（不統一行使）は、管理信託銀行を通して行使することになる。
- 議決権電子行使プラットフォームを利用すれば、直接議決権を行使することが可能となっているので、**紙のやり取りで時間を要する構造的な問題は解決しつつある**。

ヒアリング結果（有報の開示時期（議決権行使のために必要な期間）②）

- 総会の開催日を変えない場合、開示情報が増えていることや、人的リソース等の観点から、有報の早期提出は総会1週間前程度から課題が多くなってくるという反応。
- どの程度の時期に有報を開示すれば投資家が見てもらえるかが明確となっていれば、早期開示のインセンティブになるとの声もあった。

【有報の早期開示についてのフィージビリティ】

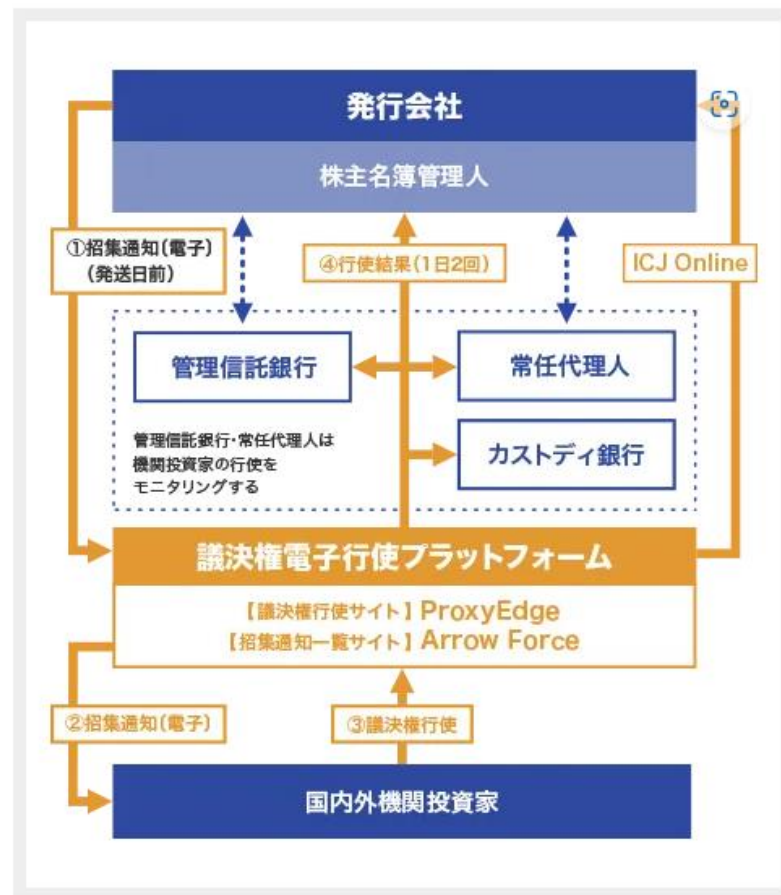
- 有報の非財務情報（サステナ、人的資本等）で求められる事項が増える中で、更に早めることは困難。
- 有報承認のタイミングが6月の取締役会（定時）のため、これ以上の早期開示は難しい。
- 有報の監査法人の対応が2週間程度かかるので、6月上旬の開示が限界。
- 総会前開示の実施前後で各書類の作成スケジュールに変更は無かったが、総会1週間前、10日前の開示になるとスケジュール変更が必要になる。また、監査法人との調整が大きなネックになってくると思う。
- 人員の増強がマストになってくるので、現状では厳しい。
- 一斉に企業が総会前開示を進めると、監査法人側のリソースの観点で限界があると思う。
- 開示を1週間程度前倒しすることは不可能ではないと思うが、開示情報が増えている中で、いつまでに開示できるのかはトレードオフだという認識。監査法人との調整も苦勞することが見込まれる。

【推進のためのインセンティブ】（再掲）

- 構造的に総会2週間前の開示でも投資家に見てもらえる体制となっていれば、早期に有報を開示するインセンティブになるのではないか。

- 株式会社東京証券取引所とBroadridge Financial Solutions, Inc.の合併会社である株式会社ICJが議決権電子行使プラットフォームを運営。会社法上の電子投票制度の一種。
- 2024年6月末日現在の参加数は、上場会社1,836社（東証上場会社全体の参加率47.9%、**東証プライム市場上場会社の参加率95.4%**）、国内機関投資家63社。金融機関カバー率（金融機関保有株数に占めるプラットフォーム対象株数）は81.6%、外国法人カバー率（外国法人保有株数に占めるプラットフォーム対象株数）は80.9%。

■導入後



議決権電子行使プラットフォームにおける議決権行使タイミング

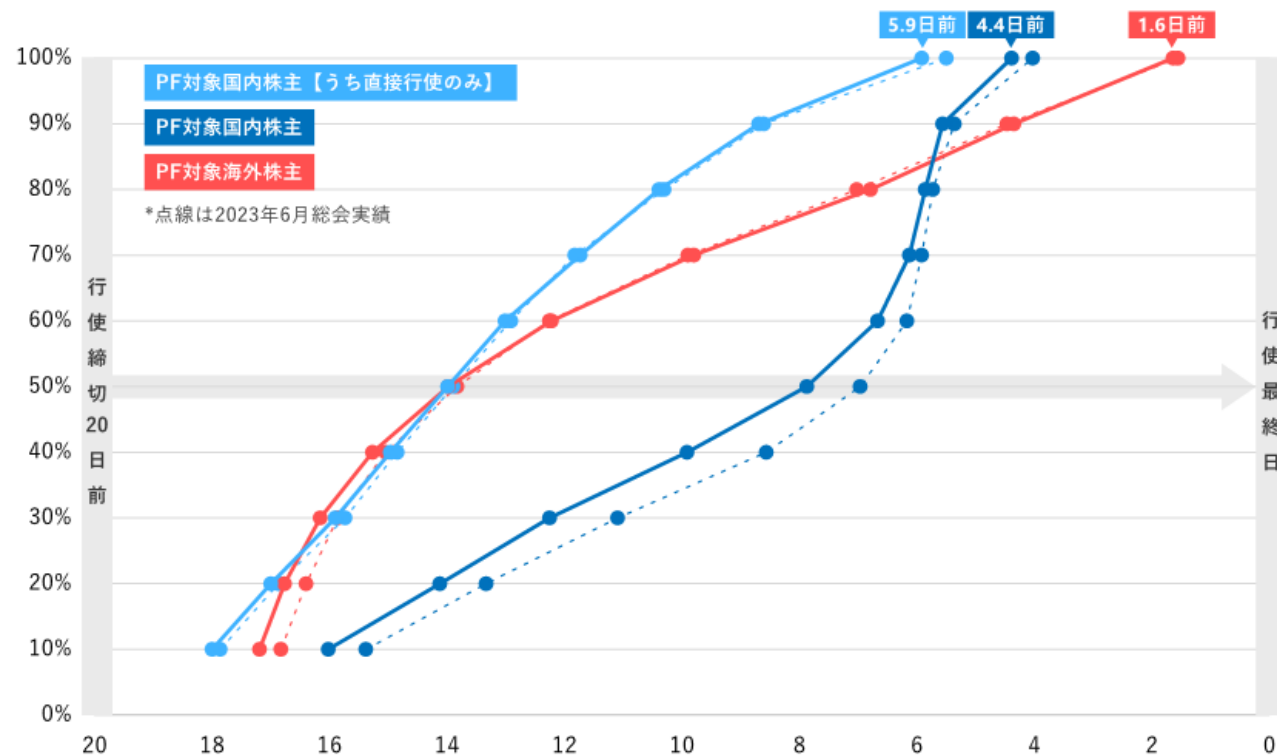
- **実質的な議決権行使期間が伸びる**ことで、投資家による十分な検討期間の確保に資する(2015年の調査では、海外機関投資家について、実質的な議案検討期間は1~3営業日から10~11営業日に伸びる(注))。
- 現状、**機関投資家の議決権行使は50%が総会14日前(直接行使の場合)まで**に行われている。

機関投資家の利用状況



PF行使タイミング*1

PF対象株主の最終行使個数を100%とした場合、10%~100%に到達したタイミング(総会日までの日数)の平均値を国内外別に集計



*点線は2023年6月総会実績

*1 PF参加2024年6月総会1,249社の平均

※「直接行使」とは、株主である機関投資家がプラットフォーム上で直接議決権の指図をする形態をいう。
「直接行使」ではない場合、管理信託銀行が代行入力することが一般的。

(出典) 株式会社ICJ

(注) 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書~対話先進国の実現に向けて~(平成28年4月21日)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10341576/www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunushisoukai_process/report_001.html

論点・考えられる策(有報の開示時期)

- 企業側からは、現行の開示業務を効率化することにより、1週間程度の総会前開示は不可能ではないという声もある一方で、機関投資家側からは、1ヶ月前(少なくとも、招集通知と同タイミング)での開示を要望する声があるところ、両者の見解にはギャップが存在。
 - また、総会の日程を変更しない形での総会前開示を目指す場合、足下ではサステナビリティ情報を始めとした定性情報の開示内容の充実が求められているところ、機関投資家が求めるような株主総会の1ヶ月前の有報開示の対応は、難易度が高い。
 - 総会を7月～9月に後倒しすることにより(3月期決算の場合)、実務上無理のない形で、有価証券報告書を総会より1ヶ月以上前に開示することが可能になると考えられる。
 - なお、直ちに総会を後倒しすることは難しいとも考えられるところ、議決権電子行使プラットフォームの導入を始めとした議決権行使等の検討プロセスの改善により、1ヶ月前の総会前開示ではなくても、一定程度の期間があれば対応できるような工夫を行うことはできないか。
- ※ 発行会社が議決権電子行使プラットフォームを利用しない企業の場合、従前の信託銀行を経由した議決権行使が必要になるところ、機関投資家側は議決権行使プロセスが複線化することを避けるために利用しない場合がある。



- 総会の後倒しを行うことにより、有価証券報告書を総会より1ヶ月以上前又は招集通知と同タイミング(少なくとも株主総会の3週間前)に開示することが容易になると考えられる。
- 他方、総会を後倒しすることが難しい場合に考えられる施策として、例えば総会の2週間前であっても開示された有報を活用するといった方策は考えられるか。

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

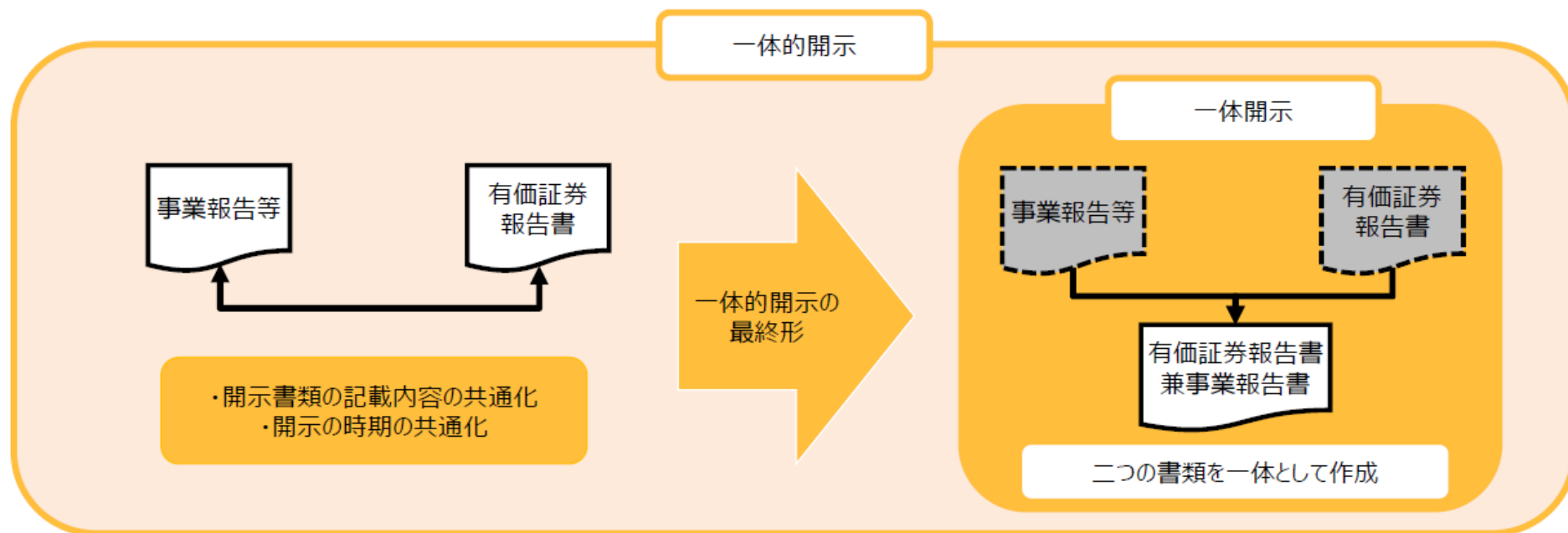
(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

[参考] 一体開示／一体的開示とは

- 対話の促進や業務の効率化等を図るため、有価証券報告書と事業報告等(計算書類及び事業報告)を一つの開示書類とする取組みが従前より進められてきた。
- ✓ 「**一体開示**」は、有価証券報告書と事業報告等の要請を満たす一つの書類を作成して、株主総会前に開示すること(現行制度でも可能)
- ✓ 「**一体的開示**」は、「一体開示」に加え、有価証券報告書と事業報告等の記載内容を可能な範囲で共通化し、別々の書類として作成・開示する場合等を包含するより広い概念。



ヒアリング結果(一体開示、一体的開示)

- 一体的開示については、一部の企業で取組みが見られた。
- 他方で、一体開示については、有報を事業報告と同タイミングで作成することが困難という点以外にも、会社法上の書面提供制度により有報を書面提供する必要が生じること、利用する印刷会社にフォーマットがないこと、一部法令解釈が定まっていない点があること等の課題があるとの意見があった。

【一体的開示に係る対応】

- 短信情報で活用できるものは有報にそのまま使っており、書き換えが起こるような部分も特段ない。
- 表現を合わせられるようになっているところは、一言一句同じ表現にしている。
- 「計算書類」を「財務諸表」に直す等の法令上の用語の修正作業が必要となるので、その点が手間。
- 決算短信、事業報告書、有報で重複している項目については、記載を揃える取組みを行っている。印刷会社のシステムでリンクできる。

【一体開示への対応のハードル】

- 会社法上の書面提供制度が残っている中で有報と事業報告を一体化した場合、実質的に有報を書面提供する必要が生じてしまうことも課題。
- 作成部署が多岐にわたり、また、有報の記載事項が増える一方なので、一体開示は慎重に考えている。
- 利用している印刷会社に一体開示用のフォーマットがなく、当社で独自に作成を始めることは作業コストも踏まえて検討できていない。
- 法令上可能であるかもしれないが、法令解釈(監査役監査の責任範囲や虚偽記載があった場合の罰則など)の整理が進んでいないため対応していない。開示内容に齟齬があった場合、有報の金商法の罰則が一番重く、罰則が揃っていなかったりするので、完全に一体化することは逡巡してしまうので、各法律が一体にならないと難しい。
- 有報と決算短信は互いにデータをリンクできるが、招集通知は印刷物であり、体裁的な制約でその機能はない。
- 一体開示に関しては、背景等を勉強したいという依頼は一定数あるが、一体開示の具体的な要望はなく、現在は、一体開示用のフォーマットの検討は行っていない。

[参考]近年の取組み①

日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－(注1)

➤ …会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検証し、…**統合的な開示の在り方について今年度中に総合的に検討**を行い、結論を得る。

- **金融庁**(金融審議会)は、平成28年4月、有報と株主総会資料の共通の内容での、あるいは一体的な書類としての開示など、**分かりやすく効果的・効率的な開示を実施できるよう開示制度の見直しの必要性**につき提言。(注2)

日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－(注3)

➤ …2019 年前半を目途として、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現…**のための環境整備を目指し、以下の統合的な検討及び取組を進める。**

- ・ **事業報告等と有価証券報告書の一体的開示**、並びにそれに関連する年度の決算短信や監査報告の在り方…
- **内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省**は、具体的な制度開示の共通化について検討し、平成29年12月、「**事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について**」(4省庁(注4))、「**一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について**」(金融庁、法務省(注5))を公表。**両書類において類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図ることとし、15項目をとりまとめ。**
- **財務会計基準機構**は、平成30年3月、『**有価証券報告書の開示に関する事項－「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組－**』を公表し、**記載の共通化を図る上で参考となるポイント等を提示**。(注6)

(注1) 日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai1jp.pdf>

(注2) 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20160418-1.html

(注3) 日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/zentaihombun_160602.pdf

(注4) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/torikumi_hontai.pdf

(注5) 一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について <https://www.fsa.go.jp/news/29/20171228/a.pdf>

(注6) 「有価証券報告書の開示に関する事項」の公表 https://www.fasf-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/2/kaiji_20180330.pdf

[参考]近年の取組み②

未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—(注1)

- …一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、**一体的開示例・関連する課題等について検討し、**本年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。
 - **内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省**は、企業・投資家とともに、企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示の例や関連する課題について検討。平成30年12月、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表し、**参考となる記載例(有価証券報告書ベース、事業報告順ベースの2パターン)を紹介。**(注2)
- **法務省**は、令和元年会社法改正において、株主総会資料の電子提供制度導入に併せ、EDINET特例(事業報告等の記載事項が含まれる有報をEDINETにて提出した場合に会社法上の電子提供を不要とするもの)を創設(令和4年9月施行)。(注3)
- **経済産業省**は、令和3年1月、一体的開示FAQ(制度編)を公表し、問合せの多い項目に対する回答を紹介。(注4)
- **日本公認会計士協会**は、令和3年8月、一体書類として作成された「有価証券報告書兼事業報告書」に含まれる財務諸表に対する監査報告書に関して、作成上の留意点及び文例を取りまとめた研究報告を公表。(注5)

(注1) 未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革— https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

(注2) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/shien_hontai.pdf

(注3) 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)

(注4) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ(制度編) https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/20210118_1.pdf

(注5) 「監査・保証実務委員会研究報告第35号「事業報告等と有価証券報告書の一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に関する研究報告」」の公表について https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210826gid.html

法令解釈上の論点

- 一体開示については、従前より様々な取組みが行われ、制度上可能となっているが、**事例はない**。
- 企業からは、一体開示を進めるための課題として、法令解釈上疑義が生じる点があるとの指摘がある。

一体開示をした場合に会社法の監査役監査の責任範囲

- 一般に監査役の監査の対象は会計監査及び業務監査であることからして、**一体開示書類については、当然に全体が業務監査の対象となる**との考え方
- 金商法監査との重複を避けるため、**有価証券報告書部分については**もっぱら会計監査人による金商法監査の対象とし、**監査役監査の責任範囲からは外す**こととする考え方
⇒ **監査役監査の責任範囲**については複数の考え方がありうるところ、どう整理するか。

一体開示書類に虚偽記載があった場合の金商法、会社法それぞれの責任範囲

- **有報の虚偽記載は、提出者に刑事責任**（10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれら併科（金商法197条1項1号））。**両罰規定**（7億円以下の罰金（金商法207条1項1号））あり。**課徴金納付命令**（行政上の措置。600万円又は株券等の市場価額の総額の10万分の6のうち大きい額（金商法172条の4第1項））による場合もあり。
- **事業報告等の虚偽記載には、過料の制裁**（100万円以下。会社法976条5号）あり。
⇒ **有報と事業報告等の双方の性質を有する記載事項につき虚偽記載があった場合の考え方**をどう整理するか。

論点・考えられる策(一体開示・一体的開示)

- ❑ 有価証券報告書と事業報告等の記載内容の一部を共通化することを目指す「一体的開示」や、有価証券報告書と事業報告を1つの開示とする「一体開示」は、開示書類の作成の効率化につながり、総会前開示のハードルを下げる要因になり得る。
- ❑ 「一体的開示」については、各開示書類で重複する部分の記載内容を共通化するといった取組みが見られる一方で、「一体開示」については、未だに事例がない。
- ❑ 「一体開示」の事例が無い背景として、法令上可能だとしても、法令解釈(監査役監査の責任範囲や虚偽記載があった場合の罰則など)の整理が進んでいない、また、会社法上の書面提供制度が存在していること等が懸念事項として挙げられているが、解消する余地はあり得るか。
- ❑ 加えて、企業側からは、対応しない理由として、利用する印刷会社において一体開示用のフォーマットが無いことを挙げる声もあるが、印刷会社側からは、具体的ニーズが聞こえていないところ、両者の認識をすり合わせることは出来ないか。
- ❑ 実態面として、開示書類の作成担当部署が多岐にわたるところ、自律的に企業の一体開示の取組みが進むには、どうすべきか。



- 企業が一体開示を決断する観点で、監査役監査の責任範囲や虚偽記載があった場合の罰則などの法令の適用関係について、関係省庁で考え方をまとめた上で、解釈を公表することはできないか。
- 会社法上の書面提供制度について、現在も提供する書面を限定することが可能であるところ、法令面での検討に加えて、具体的な運用に関して考え方を公表することはできないか。
- 総会后倒しの事例創出と併せて、印刷会社において、一体開示用のフォーマットを作成できないか。
- 一体開示・一体的開示のための従前の取組みを再度総括して周知していくことも必要か。

I. 総会前開示の有用性

II. 現況

III. 論点整理

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

IV. 論点のまとめ

①

上場会社における取組みの推進

- 市場との建設的な対話という観点で、経営陣が総会前開示の重要性を認識するには、どのような取組みが考えられるか。
- 有報作成業務の効率化（決議プロセスの見直し、印刷会社のシステム活用等）を周知してはどうか。

②

基準日の柔軟化

- 基準日の変更について現行法制上の制約がないことを上場企業に理解いただくとの観点から、そのような運用が可能なこと、その場合に必要な手続き等について、関係省庁連名で周知することとしてはどうか。
- また、事例が少数である中、規模の大きい企業も含めて、事例のさらなる創出に向けてどのような取組みが考えられるか。

③

有報開示時期

- 総会の後倒しを行うことにより、有価証券報告書を総会より1ヶ月以上前又は招集通知と同タイミング（少なくとも株主総会の3週間前）に開示することが容易になると考えられる。
- 他方、総会を後倒しすることが難しい場合に考えられる施策として、例えば総会の2週間前であっても開示された有報を活用するといった方策は考えられるか。

④

一体開示・一体的開示

- 企業が一体開示を決断する観点で、監査役監査の責任範囲や虚偽記載があった場合の罰則などの法令の適用関係について、関係省庁で考え方をまとめた上で、解釈を公表することはできないか。
- 会社法上の書面提供制度について、現在も提供する書面を限定することが可能であるところ、法令面での検討に加えて、具体的な運用に関して考え方を公表することはできないか。
- 総会后倒しの事例創出と併せて、印刷会社において、一体開示用のフォーマットを作成できないか。
- 一体開示・一体的開示のための従前の取組みを再度総括して周知していくことも必要か。